サービスの対象者

ロードサービス付マイカーローン(株式会社ジャックス保証委託契約分)の契約者です。

サービスの有効期間

マイカーローンの利用期間中(ローン返済期間中)は有効です。

(注)ローンの返済が終了した時にロードサービスの有効期間が終了します

サービスの対象地域

日本国内(但し一部離島を除きます。)

サービスの対象車両

サービス対象者が運転または同乗する車両をいいます。

ここでいう車両とは、①自家用普通・小型・軽四輪乗用車②自家用小型・普通貨物車(最大積載量2t以下)、自家用軽四輪貨 物車③特殊用途自動車(前記①②ベースのキャンピングカーのみ)④自家用自動二輪車、原動機付自転車をいいます。

◆ロードサービスの内容◆



■ グレッカー現場急行サービス ○ 落輪引上げサービス

事故、故障による自力走行不能時に以下の範囲でレッカー牽引 サービスを対象とします。

(レッカー出動の場合の基本料金、出張料金、基本作業料、10kmまでの 牽引料無料サービス。)

●以下の範囲で落輪引上げサービスを対象とします。 落輪引上げの基本料金、出張料金、基本作業料の無料サービス。 ※落輪とは、側溝や用水路等の下方へ車輪を踏み外した状態をいいます。 (すべての車輪の落輪および横転などは対象外となります。)

上記を超える牽引サービス、落輪引上げサービスについては、サ -ビス対象者負担とします。また、自宅駐車場でのトラブルは対象 外とします。

- (注1)4WD車、ローダウン車、エアロパーツ装着車等レッカー牽引にあたって個別作業を必要とする車種は一部有料となります。 (注2)高速道路・有料道路料金及び発煙筒代は、有料となり現地精算とします。



事故・故障の現場での処置が可能なトラブルが発生した場合、基本 料金、出張料金及び緊急対応料金(30分程度の作業)を無料とし ます。尚、代表的な項目は以下のとおりです。

①ガス欠 ②バッテリーの点検、ジャンピング(バッテリー上がりの車に、ケーブルを つないでスタートさせること)。 ③スペアタイヤの交換(チェーン脱着は対象外) 砂カギ開け ⑤各種オイル漏れ点検、補充 ⑥各種バルブ、ヒューズの取り替え ⑦ 冷却水補充 ⑧ボルトの締め付け ⑨サイドブレーキの固着等

(注1) セキュリティー装置付車両のカギ開け、バッテリー充電、パンク修理、ガソリン代、

(注) ゼキュリティー表画刊単同のカイ用リスパップラール電スパンプレスイル代、部品代等は対象になりません。 また、高速道路・有料道路料金及び発煙筒代は、有料となり現地精算とします。 (注2) 次のケースでは現場でのカギ開けを行わない場合もあります。 ・ 車両の持ち主と依頼人が別人で、身分証明ができない場合。

②車両の持ち主でも身分証明ができない場合。 ••••••



ご帰宅費用サービス

事故、故障の現場がサービス対象者の自宅から、100km以上(自 宅からの直線距離)遠方で自力走行不能の場合に、代替交通機関 の手配及び1名20.000円を限度として帰宅費用を負担します。(車 検証に記される指定定員分まで)

- ※事故、故障当日もしくは翌日の帰宅費用に限ります。
- ※代替交通機関とは、タクシー、電車(特急、新幹線を含みます。グリーン車を除く)、飛 行機(普通運賃)、船舶等公共交通機関をいいます。(レンタカーは対象となりません。)
- ※同乗者の帰宅経路が同方向でタクシーに相乗りする場合は、1台につき20,000円が 限度となります。(20,000円×同乗者数とはなりません。)



ご宿泊費用サービス

事故、故障の現場がサービス対象者の自宅から、100km以上(自 宅からの直線距離)遠方で自力走行不能の場合に、帰宅できずや むなく宿泊を余儀なくされる場合、宿泊施設の手配及び1名 15,000円(税金・サービス料を含む)を限度として宿泊費用を負 担します。(車検証に記される指定定員分まで)

- ※事故、故障当日もしくは翌日の宿泊費用1泊分に限ります。
- ※食事代、通信費等の私的な費用または超過分は、サービス対象者負担となります。



事故、故障の現場がサービス対象者の自宅から100km以上(自 宅からの直線距離)遠方で自力走行不能の場合に、修理完了後の 自宅までの搬送の手配及び1台50,000円を限度として搬送費用 を負担します。

※ サービス対象者本人引取りの場合は、片道の交通費(50,000円限度)を負担します。

サービス対象者は、以下の事項を遵守します。

- ① 本規約に基づく権利を第三者に譲渡、貸与、 担保権の設定を行わないこと。
- ② 道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。





お名前												样
												אגוי
会員番号												

00 0120-585-365



《マイカーローン24時間安心サービス規定》



本利用約款は保証委託会社である株式会社ジャックス(以下「当社」という)がロードサービス付マイカーローンの契約者に「マイカー 時間安心サービス」(以下「本サービス」という)を提供するにあたって、利用対象者に遵守していただく事項を定めるものです。

第1条(サービス対象者)

サービス対象者とは、当社が保証委託契約を締結したロードサービス付マイカーロ ーン契約者本人をいいます。

第2条(サービス対象車両)

サービス対象車両とは、前条におけるサービス対象者が運転または同乗する車両を いいます。ここでいう車両とは、①自家用普通・小型・軽四輪乗用車②自家用小型・普 通貨物車(最大積載量2t以下)、自家用軽四輪貨物車③特殊用途自動車(前記①② ベースのキャンピングカーのみ) ④自家用自動二輪車、原動機付自転車をいいます。

第3条(サービス利用方法)

- サービス対象者が次の条件をすべて満たす事が、サービス提供の条件になります。
- 1) サービス対象者は、サービスの提供を受けるにあたっては、当社専用フリーダイ ヤルに電話するとともに、会員No、、会員氏名、登録電話番号、車両登録番号等を 通知するものとします。
- 2) サービス対象者は、サービスの提供を受けるにあたり、当社が業務を委託するサ 一ビス提供会社(以下「提供会社」という)の判断により、会員証及び運転免許証、 車検証その他の本人確認資料の提示を求められた場合は、これを提示するもの とします。
- 3) 提供会社が会員証又は前項の本人確認資料の提示を求めたにもかかわらず、そ れらの提示がないときはサービスの提供を受けることができません。
- 4) サービスの提供に伴い車体等に損傷等が生じる可能性が予測されるとき、当該損 傷等につきサービス提供者等を免責する旨の念書に会員が署名すること
- 5) 警察への届出を要する事故については、会員が警察への届出を済ませており、か つサービスの提供につき警察の許可を受けていること。
- 6) サービス対象者がサービス提供者による作業の実施に立会うこと(但し、次号の 場合を除きレッカー車による牽引および積載車による運搬に同行する必要はな く、また会員が負傷等により立会うことができない場合はサービス対象者から委 任された者による立会いでも可とします)。
- 7) 危険物運搬車両については、危険物取扱者免許の保持者がサービスを提供する 現場に同行すること。
- 8) サービス対象者が、サービス提供者に対してサービスの提供に必要不可欠な協 力を行うこと。

第4条(サービスの有効期間)

本サービスの有効期間は、当社保証委託契約付マイカーローンの利用期間中としま す。但し、上記期間内であっても、当該契約を解約、失効、延滞、代位弁済その他の事 由により存続しなくなった場合は、サービスを受けることはできません。

第5条(サービスの内容)

サービス対象者は、本規約を承認の上、以下のサービスを受けることができます。尚、 本サービスを利用できる地域は日本国内に限ります(一部離島等を除きます)。

- 1)レッカー現場急行サービス・落輪引上げサービス(無料サービス)
 - ①事故・故障による自力走行不能時に以下の範囲でレッカー牽引サービスを無 料で行います。
 - (レッカー出動の場合の基本料金、出張料金、基本作業料、10kmまでの牽引 サービス。)
 - ②以下の範囲で落輪引上げサービスを無料で行います。
 - 落輪引上げの基本料金、出張料金、基本作業料の無料サービス。
 - ※落輪とは、側溝や用水路等の下方へ車輪を踏み外した状態をいいます。 (すべての車輪の落輪および横転などは対象外となります。)
 - ※上記を超える牽引サービス、落輪引上げサービスについては、有料にて対応い たします。
 - ※自宅駐車場でのトラブルは対象外。
 - (注1)縁石乗上げ等で車両を道路に復帰した(下ろした)際に通常走行が可能 な状態で、レッカー牽引を必要としない場合は一部有料となります。
 - (注2)電柱に食込んだ車両の引出し、車両の吊上げ等レッカー牽引を開始する までに要する個別作業は有料となります。
 - (注3)4WD車、ローダウン車、エアロパーツ装着車等レッカー牽引にあたって個 別作業を必要とする車種は一部有料となります。
 - (注4)事故の規模が大きくレッカー車を2台以上要する場合、1台分は全額有料 となります。
 - (注5) 高速道路・有料道路料金及び発煙筒代は、有料となり現地精算します。
- 2) 故障時緊急修理サービス (無料サービス)

事故・故障の現場での処置が可能なトラブルが発生した場合、基本料金、出張料 金及び緊急対応料金(30分程度の作業)を無料とします。尚、代表的な項目は 以下のとおりです。

・ガス欠 ・バッテリーの点検、ジャンピング (バッテリ上がりのクルマに、ケーブ ルをつないでスタートさせること)・スペアタイヤの交換(チェーン着脱は対 象外) ・カギ開け ・各種オイル漏れ点検、補充 ・各種バルブ、ヒューズの取

- り替え ・冷却水補充 ・ボルト締め付け ・サイドブレーキの固着等
- (注1) セキュリティ装置付車両のカギ開け、バッテリー充電、パンク修理、ガソリン代、 部品代等は対象になりません。
- (注2)高速道路・有料道路料金及び発煙筒代は、有料となり現地精算します。
- 3) ご帰宅費用サービス (1名につき20,000円限度)

事故・故障の現場がサービス対象者の自宅から100km以上(自宅からの直線距離) 遠方で自力走行不能の場合に、代替交通機関の手配及び1名20.000円を限度と して帰宅費用を負担します(車検証の定員分まで)。

- ※当日もしくは翌日の帰宅費用に限ります。
- ※代替交通機関とは、タクシー、電車(特急、新幹線を含みます。グリーン車を除く)、 飛行機(普通運賃)、船舶等公共交通機関をいいます(レンタカーは対象となりま せん)。
- ※同乗者の帰宅経路が同方向でタクシーに相乗りする場合は、1台につき 20,000円が限度となります。(20,000円×同乗者数とはなりません。) 4)ご宿泊費用サービス(1名につき15,000円限度)

現場がサービス対象者の自宅から100km以上(自宅からの直線距離)遠方で自力 走行不能の場合に、帰宅できずやむなく宿泊を余儀なくされる場合、宿泊施設の手 配及び1名15,000円(税金・サービス料を含む。)を限度として宿泊費用を負担し ます(車検証の定員分まで)。

- ※当日もしくは翌日の宿泊費用1泊分に限ります。
- ※食事代・通信費等の私的な費用または超過分は、会員負担となります。
- 5) 修理後搬送費用サービス (50,000円限度) 事故・故障の現場がサービス対象者の自宅から100km以上(自宅から直線距離) 遠方で自力走行不能の場合に修理完了後の自宅までの搬送の手配及び50,000 円を限度として搬送費用を負担します。

第6条(遵守事項)

サービス対象者は、以下の事項を遵守します。

- 1)本規定に基づく権利を第三者に譲渡、貸与、担保権の設定を行なわないこと。
- 2) 道路交通法その他の法令、規則を遵守すること。
- 3) サービスの提供を受けるにあたり、当社又は提供会社(以下「会社等」という)の指 示に従うこと。

第7条(サービスの提供を受けられない場合)

サービス対象者は、以下のいずれかに該当する場合はサービスの提供を受けることが できません。

- 1) サービス資格を喪失したとき、又はサービスを脱会したとき。
- 2) 火災、地震、津波などの天災地変、騒乱等を原因として、車両等のサービスの対象物 (以下「対象物」という)が破損又は故障等となったとき。
- 3)日本国外、道路以外(砂浜等)の場所、レース・ラリーを目的とするなど通常の自動車 走行に不適な場所、通行禁止道路・季節的閉鎖道路・工事用道路等一般車両が通行 できない道路、凍結・未除雪・未整地等により出動車両の運行が極めて困難な道路・ 地域、自然保護・環境保全等の見地から主管大臣等が通行禁止を指定した地域およ び交通機関の利便上すぐに現場へ出動することができない離島(但し、一部離島を 除く)での事故・故障等
- 4) 無資格、酒酔い運転、薬物使用、その他法令上運転が禁止されている状態または正 常な運転ができないおそれがある状態で運転中の事故・故障等
- 5) 車両メーカーが発行するマニュアル等に表示されている仕様・取扱方法などと異な る方法でまたは限度を超えて使用したことにより車両が自力走行不能となったとき。
- その提供が第三者の所有物の破損、第三者の権利・利益の制限・侵害等を伴う可能 性があるときに、当該第三者の承諾が得られない作業
- 7) 運転者の故意による事故・故障等
- 8) 航空機・船舶・鉄道・自動車等による輸送期間中の事故・故障等
- 9) サービス対象車両ではない車両
- 10) 通常の作業が困難な特殊工作装置等を装備した車両
- 11) サービス提供後に違法な運転または道路交通の安全もしくは第三者を害する危険 性のある運転がなされるおそれのある車両
- 12) 改造または後付けパーツの装着により、もしくは車高が低いため、通常の作業で二 次破損等が生じる可能性があるかまたは作業が不能となるような車両
- 13) 短期間内に同一または類似内容の出動依頼が複数回ある車両
- 14)核燃料(使用済みも含む)等の放射性、爆発性、その他有害な特性の作用に起因す る事故・故障等
- 15) サービスの実施場所、環境等が作業を行なうにあたり不適切又は困難と会社等が判 断したとき。
- 16)本規定に違反したとき。
 - その他会員におけるサービスの利用方法等が不適切と会社等が判断したとき。

第8条(サービス対象者情報等の提供および利用への同意)

サービス対象者は、当社がサービスを提供するため、サービス対象者に関する情報(住 所、氏名、電話番号、会員資格に関する情報等)を提供会社に対して提供すること、及び サービスの利用状況等を当社と提供会社との間で相互に提供し利用することに同意す るものとします。

第9条(サービスの提供に伴う損害)

サービスの提供に伴う対象物の破損、人身事故その他の損害等については、会社等に 故意又は重大な過失がない限り、会社等はその損害等を賠償する責を負いません。

第10条(サービスの提供の中止・終了・変更)

- 1) 当社は、サービス対象者に事前又は事後に通知することにより、サービスの提供を中 止又は終了することができるものとし、サービス対象者はこれを承諾します。
- 2) サービス提供会社は予告なく変更することがあります。

第11条(合意管轄)

サービス対象者は、本規定について紛議が生じた場合、訴額のいかんに拘らず、会員の 住所地及び当社の本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を管 轄裁判所とすることに合意します。



24時間安心サービス会員証

- ①レッカー現場急行サ
- ②故障時緊急修理サービス
- ③宿泊費用サービス 4帰宅費用サービス
- ⑤修理後搬送費用サー
- ●ロードサービスの有効期間はマイカーローンの利用期間中だけです。 ●「会員証」をご本人以外に貸与することはできません。